

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年六月四日号外法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 （省略）

2～11 （省略）

12 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

13 （省略）

14 この法律において「投資口」とは、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位をいう。

15 この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。

16 この法律において「投資主」とは、投資法人の社員をいう。

17～18 （省略）

19 この法律において「資産運用会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。

20 この法律において「資産保管会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。

21 この法律において「一般事務受託者」とは、投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者をいう。

22・23 （省略）

（法人格）

第六十一条 投資法人は、法人とする。

（能力の制限）

第六十三条 投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない。

2 投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない。

（投資主総会の権限）

第八十九条 投資主総会は、この法律に規定する事項及び規約で定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 この法律の規定により投資主総会の決議を必要とする事項について、執行役員、役員会その他の投資主総会以外の機関が決定することができることを内容とする規約の定めは、その効力を有しない。

第九十五条 投資法人には、次に掲げる機関を置かなければならない。

- 一 一人又は二人以上の執行役員
- 二 執行役員の員数に一を加えた数以上の監督役員
- 三 役員会
- 四 会計監査人

（選任）

第九十六条 役員（執行役員及び監督役員をいう。以下この款（第百条第三号及び第五号を除く。）において同じ。）及び会計監査人は、投資主総会の決議によつて選任する。

2 （省略）

(監督役員の任期)

第一百一条 監督役員の任期は、四年とする。ただし、規約又は投資主総会の決議によつて、その任期を短縮することを妨げない。

2 会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員の任期について準用する。

(職務)

第九十条 執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表する。

2 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。

一 第九十条の規定による投資主総会の招集

二 第一百七十条の規定による事務の委託

三 第三十九条の八の規定による投資法人債の管理に係る事務の委託

四 第四十六条第一項の規定による投資口の払戻しの停止

五 合併契約の締結

六 資産の運用又は保管に係る委託契約の締結又は契約内容の変更

七 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払

八 第二百五条第一項の同意

3 執行役員は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を役員会に報告しなければならない。

4・5 (省略)

第五款 監督役員

第一百一十一条 監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する。

2 監督役員は、いつでも、執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

3 第九十条第四項並びに会社法第三百五十五条、第三百八十一条第三項及び第四項並びに第三百八十四条から第三百八十六条までの規定は、監督役員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員会)

第一百十二条 役員会は、すべての執行役員及び監督役員で構成する。

(役員会の権限等)

第一百四十四条 役員会は、この法律及び規約に定める権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監督する。

2 役員会は、執行役員が次のいずれかに該当するときは、その執行役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた時。

二 執行役員としてふさわしくない非行が熱田と機。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 前項の規定により執行役員を解任したことその他の事由（執行役員の任期の満了及び辞任を除く。）により執行役員が欠けた場合には、直ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。ただし、第九十六条第二項において準用する会社法第二百二十九条第二項の規定により補欠の執行役員が選任されている場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合において、監督役員は、その全員の同意によつて執行役員を選任に関する議案を作成し、これを同項本文の投資主総会に提出しなければならない。

5 第二項の規定により執行役員を解任したときは、監督役員がその過半数をもつて選定した監督役員は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される投資主総会に報告しなければならない。

6 第二項の規定により執行役員を解任された者は、前項の投資主総会に出席して、解任についての意見を述べることができる。

7 前項の投資主総会を招集する者は、同項の者に対し、当該投資主総会を招集する旨及び第九十条の二第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

(事務の委託)

第百七十七条 投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて次に掲げるものについて、内閣府令で定めるところにより、他の者に委託して行わせなければならない。

- 一 発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務
- 二 投資主名簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務
- 三 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の発行に関する事務
- 四 機関の運営に関する事務
- 五 計算に関する事務
- 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事務

(登録)

第百八十七条 投資法人は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、資産の運用として第百九十三条に規定する行為を行つてはならない。

(資産の運用の範囲)

第百九十三条 登録投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、特定資産について次に掲げる取引を行うことができる。

- 一 有価証券の取得又は譲渡
- 二 有価証券の貸借
- 三 不動産の取得又は譲渡
- 四 不動産の貸借
- 五 不動産の管理の委託
- 六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める取引

2 登録投資法人は、前項の規定によるほか、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、特定資産以外の資産についてその取得又は譲渡その他の取引を行うことができる。

(資産運用会社への資産の運用に係る業務の委託)

第百九十八条 登録投資法人は、資産運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければならない。

2 前項の委託に係る契約（第六十七条第一項第十四号に規定する資産運用会社となるべき者と締結するものを除く。）は、投資主総会の承認を得なければ、その効力を生じない。

(投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約)

第二百六条 登録投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 登録投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、役員会の決議により資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

- 一 資産運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき。

第二百七条 投資法人は、資産運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資産運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約しなければならない。

- 一 金融商品取引業者（第百九十九条各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める金融商品取引業者）でなくなつたとき。

- 二 第二百条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
 - 三 解散したとき。
- 2 投資法人の資産の運用に係る業務の全部又は一部を行う資産運用会社が欠けることとなるときは、執行役員は、当該全部又は一部の業務を承継すべき資産運用会社を定めて、当該業務の委託をしなければならない。
- 3 前項の委託をした場合においては、執行役員は、資産運用会社と締結した委託契約について、遅滞なく、投資主総会の承認を求めなければならない。この場合において、当該承認を受けられないときは、当該契約は将来に向かつてその効力を失う。

(資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等)

第二百八条 登録投資法人は、資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければならない。

- 2 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する法人（登録投資法人が有価証券その他の内閣府令で定める資産以外の資産の保管に係る業務を委託する場合にあつては、第二号に掲げる法人を除く。）でなければならない。
- 一 信託会社等
 - 二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、登録投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適当なものとして内閣府令で定める法人